

インフルエンザによる欠席期間の報告書（幼稚園）

保護者様

- インフルエンザと診断された場合は、幼稚園へご連絡ください。
- インフルエンザの場合、以下の2つの条件を満たさなければ登園できません。
- ①発症した後5日経過している ②熱が下がった後3日（幼児の場合）経過している
（学校保健安全法施行規則第19条） ※この間は、「出席停止」の扱いになります
- 登園する日に、必要事項を記入したこの報告書を幼稚園に提出してください。
（医療機関で書いてもらう必要はありません。）
- この報告書は、本園ホームページからダウンロードできます。

神戸市立園長あて

《インフルエンザ罹患者》 _____ 組 名 前 _____

保護者名 _____

医療機関で
お聞きください

《例》

		発症後、最低5日間は登園できません							
	発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
日にち	1/20	1/21	1/22	1/23	1/24	1/25	1/26		
熱が下がった日に○		○	1日目	2日目	3日目		登園可能		
日にち	1/20	1/21	1/22	1/23	1/24	1/25	1/26	1/27	1/28
熱が下がった日に○					○	1日目	2日目	3日目	登園可能

熱が下がった後3日を過ぎるまでは登園できません

	発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
日にち	/	/	/	/	/	/	/	/	/
熱が下がった日に○									

《受診した医療機関》 _____ 《受診日》 令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

インフルエンザのご家庭での注意点

- ・元気がなくなった、何度も吐く、咳で夜眠れないなど、いつもと違うと思われたなら、早めに受診してください。
- ・異常行動がみられることもあるため、発症後、発熱している間はお子様が一人にならないようにしてください。
- ・けいれんをおこしたとき、呼びかけに 응답しないときは、至急、病院を受診してください。
- ・発熱や咳が続くなど症状が残るときは、再度受診してください。

神戸市医師会

神戸市教育委員会